

宮崎県
新しい公共支援事業 基本方針

都道府県担当部局

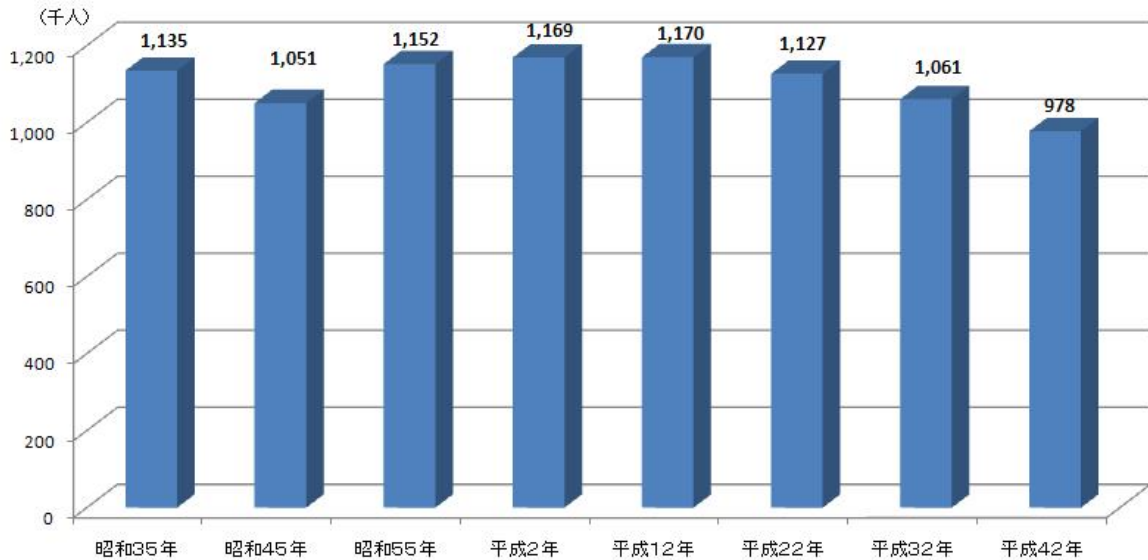
宮崎県 県民政策部 生活・協働・男女参画課

1. 都道府県内の新しい公共の活動の現状等

(1) 人口、年齢構成、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織等について

○本県の人口、年齢構成

本県の人口については、平成12年の117万人をピークに減少傾向となり、平成22年には112.7万人となり、宮崎県独自の推計では、20年後の平成42年には98.7万人まで、減少する見込みである。



平成12年までは総務省「国勢調査」、平成22年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」をもとに宮崎県が推計

人口構成については、生産年齢人口が昭和60年の76.5万人をピークに減少に転じ、平成22年には、68.4万人となり、20年後の平成42年には、50.7万人にまで減少する見込みである。

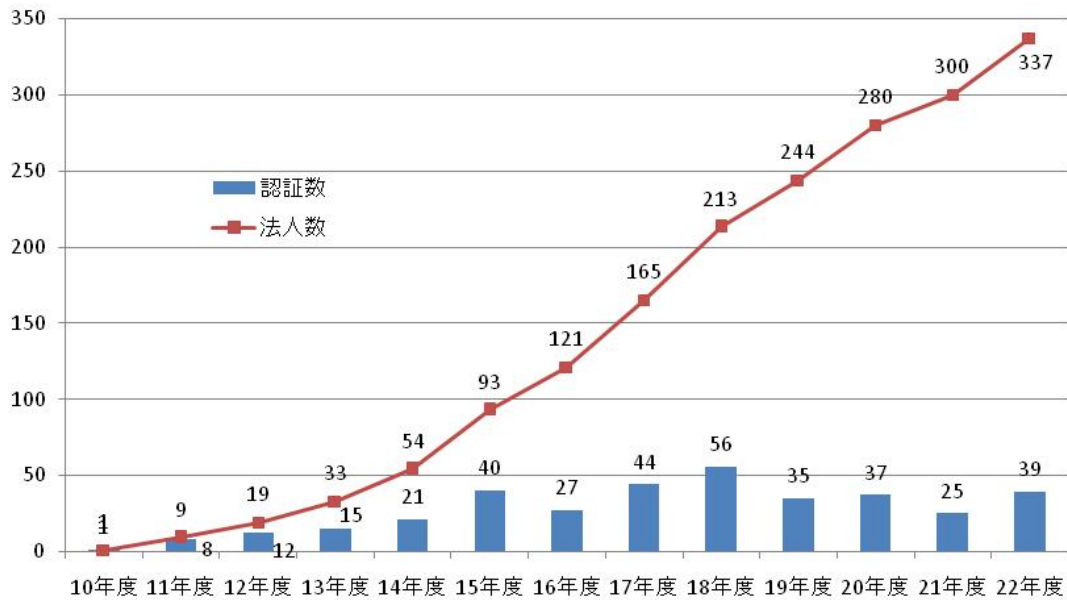
老年人口については、昭和35年6.8万人だったものが、平成22年には29万人までに増加し、20年後の平成42年には36.1万人まで増加する見込みである。



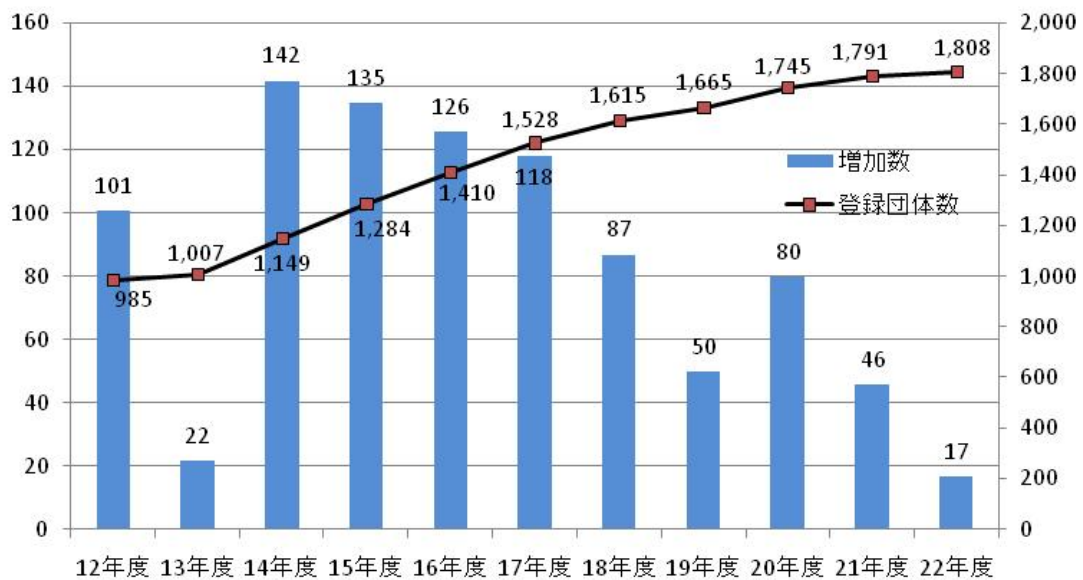
平成17年までは総務省「国勢調査」、平成22年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」の推計をもとに宮崎県が推計

ONPO等の状況

特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）については、特定非営利活動促進法（以下、「NPO法」という。）が施行された平成10年度は1法人であったものが、5年後の平成15年度は、93法人、平成20年度は280法人となり、22年度末には337法人まで増加している。



社会福祉協議会に登録しているボランティア団体については、平成12年度に985団体であったものが、平成15年度は1,284団体となり、平成22年度には1,808団体に増加している。



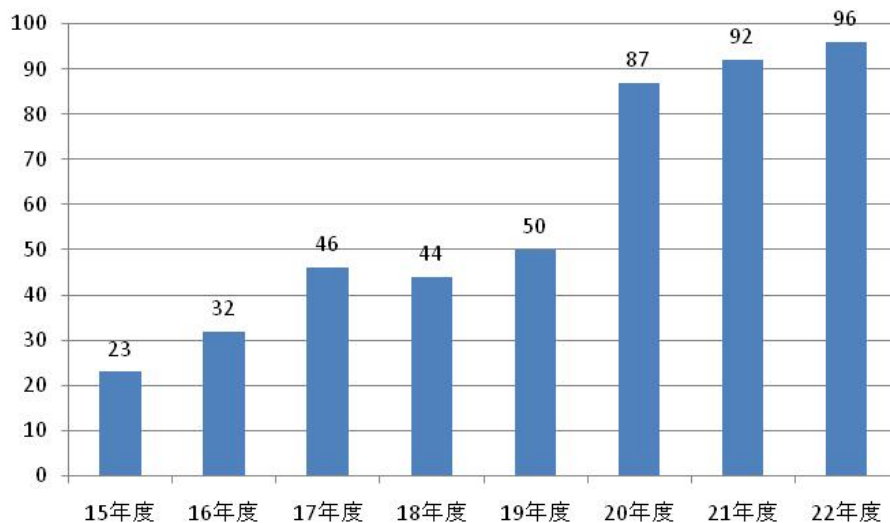
公益法人については、平成21年12月現在で、249法人存在し、5年前の平成16年(10月現在)が269法人、10年前の平成11年(10月現在)では、273法人と減少傾向にある。

社会福祉法人については、平成22年3月末現在で371法人（国所管3、県所管264、宮崎市所管104）存在している。

大学、高等学校、中学校等を運営する宮崎県内の学校法人は、97法人で、また、自治会及び自治公民館については、3,045（平成18年11月現在）存在する。

○宮崎県とNPOとの協働事業数の推移

県とNPOとの協働事業数は、平成18年度に減少しているものの、増加傾向にあり、22年度は96件と5年前の17年度の46件と比較すると約2倍に増加している。



※平成17年度までは9形態の協働を対象とし、18年度からは、委託、補助、事業協力、共催の4形態を対象としている。

(2) 新しい公共の活動の現状認識

県民の価値観の変化や社会の成熟化等により、県民ニーズが多様化していることや、長引く景気低迷等による税収の落ち込み、景気対策による支出の増加による厳しい財政状況、さらには、今後の総人口や生産年齢人口等の減少による社会問題の深刻化等によって、行政だけで公共を担うことが難しくなっている。

平成21年度に宮崎県が県内の企業、社団法人、財団法人、社会福祉法人に対して調査した結果では、回答のあった企業のうち、76.9%が社会貢献活動に取り組んでいるとともに、67.0%が県と何らかの協働を希望しており、社団法人、財団法人、社会福祉法人においても、57.8%が協働を希望していた。

公共を担うことができる法人が、NPO法人のみならず、企業、公益法人、社会福祉法人、大学、共益団体等、多く出現していることから、住民サービス等を向上させるために、これら多様な主体との協働が必要であると考えられる。

企業、公益法人、社会福祉法人、大学、NPO等は、ノウハウ、技術、アイデア、施設、資金等、様々な資源を有しており、社会的課題毎に、これらを組み合わせることによって、これまで解決が難しいと考えられてきた過疎化、少子・高齢化、中心市街地活性化等の課題が解決に向かう可能性が出てくる。

このように、新しい公共の活動を推進するためには、NPO法人のみならず、企業、公益法人、社会福祉法人、共益団体、大学等、多様な主体と行政との協働が必要であると考えられる。

2. 「新しい公共」の活動を推進する上での課題

本県における新しい公共を推進する上での課題は大きく分けて3点あると考える。

一つは、①県民、NPO、企業、公益法人、社会福祉法人、共益団体等に対する新しい公共への認知、新しい公共を進めていこうとする意識が十分でないこと、二つ目は、②NPO法人をはじめとする新しい公共を担う各セクターの活動をより活性化する必要があること、三つ目は、③新しい公共を進めるため、多様な担い手間の協働を進めることである。

新しい公共に関する意識の問題については、本県では、協働、NPO活動の県民、NPO、関係団体の認知を上げるため、ホームページ、メールマガジン、情報誌等を活用した啓発、協働の理念、協働の事例、NPO活動等に関するパネル展の開催等を行っているが、21年度実施した県民に対する意識調査では、「協働」という言葉を聞いたことがある人が41.5%と過半数に至っていない状況にある。また、21年度に行った県内企業に対する調査においては、協働という言葉を知っている企業が、58.4%に止まっている。

このようなことから、新しい公共を進めるにあたっては、まず、県民、民間団体の意識改革を図っていかなければならない。

NPO法人をはじめとする各団体の活動の活性化については、NPO法人については、年間の収入が100万円未満の法人が25%であるとともに、500万未満については、56%と過半数を超える状況にあるとともに、収入の割合においても、寄附収入が1.9%、会費収入が1.6%となっており、財政基盤の強化が重要な課題となっている。

企業においては、上記調査結果では、76.9%が社会貢献活動に取り組んでいるものの、今後積極的に取り組んでいきたいとしている企業が38.1%に止まっている。社会貢献活動を行っていく上での問題点として、①予算や手間がかかる(65.8%)、②会社の推進体制の整備が難しい(30%)、③従業員の参加が少ない(30%)等の問題が上げられている。

社団法人、財団法人、社会福祉法人については、上記調査において、社会貢献活動の促進に必要なこととして、①社会貢献に関する情報提供、②理解を深めるための講演会、セミナー等の開催、③社会貢献活動への行政からの助成、④法人と企業、NPOなどが知り合う場の創設が上げられている。

新しい公共の実現を目的に、NPO法人、企業、公益法人、社会福祉法人、大学、行政等、多様な主体間の協働を進めるには、①主体間の相互理解、②主体間のコーディネート、③多様な主体間を協働に導く仕組みが必要であると考えられる。

このため、民間団体、行政の双方向の情報発信、民間と行政の交流の場の設定、民間と行政とのマッチング、中間支援組織によるコーディネート、多様な主体が試験的に協働に取り組む仕組み等が必要であると考えられる。

3. 「新しい公共」の活動を推進するための取り組み方針

(1) 新しい公共支援事業（2年間）の取り組み方針

市民、NPO、企業等がともに支え合う「新しい公共」の構築のため、これまで行政が独占してきた「公（おおやけ）」をNPO等を開くとともに、新しい公共の担い手であるNPO等の活動基盤の整備や、多様な主体との協働による社会的課題の解決を図るモデル事業を実施すること等によって、新しい公共の拡大と定着を図り、公共サービス等の効率的な提供と地域における雇用や参加の場の拡大を進める。

また、宮崎県においては、平成22年度に「多様な主体の協働指針」を策定することから、新しい公共支援事業と指針を連動させながら、新しい公共の推進を図ることとする。

具体的には、新しい公共支援事業で示されている、①NPO等の活動基盤整備のための支援事業、②寄附募集支援事業、③融資利用の円滑化のための支援事業、④つなぎ融資への利子補給事業、⑤新しい公共の場づくりのためのモデル事業等とこれまで本県独自で取り組んできた、①多様な主体との協働提案公募型事業、②協働調整推進員設置事業、③協働商談会開催事業、④NPO企画力等向上研修事業、⑤NPO活動支援センター助成事業、⑥ボランティアセンター事業等との有機的な結合を図り、新しい公共支援事業の効果をより高いものにしていかなければならない。

本県において、新しい公共を推進するには、「多様な主体の協働指針」にも謳っている、県民、民間団体等の意識を変え、それぞれの団体の活動を促進し、その上で、多様な主体間の協働を促進していくことが必要であると考えます。

このため、新しい公共支援事業を実施するに当たっては、①新しい公共に関する県民、民間団体、行政の意識改革、②新しい公共を担うNPO等、企業、ボランティアの活動の促進、③NPO等、企業、行政等、多様な主体間の協働の誘発の3つの柱のもと、事業メニューとこれまで本県で実施してきた協働事業と有機的に連動しながら、本県における新しい公共の拡大と定着を進めていく。

(2) 将来の展望（事業実施による波及効果）

宮崎県において、新しい公共の拡大、定着を図り、県民、NPO、企業、公益法人、社会福祉法人、共益団体、大学等の民間団体、行政が「協働」という手法を理解し、使いこなすことができるようになれば、それぞれが持つ、ノウハウ、技術、経験、マンパワー、施設、資金等の資産が有機的に機能し、これまで、解決が困難と思われた様々な社会的課題が解決に向かっていくと考える。

このための諸条件である下記事項については、新しい公共支援事業の実施において、次のような展望が拓けると考える。

1) 新しい公共の場づくり、市民の参加

市町村とNPO、企業等、新しい公共の場づくりのためのモデル事業によって、これまでのNPOと市町村という協働から、NPO、企業、公益法人、社会福祉法人、共益団体、大学等と市町村がそれぞれの資源を有効に結合させた効果的な協働の展開が図られる。

さらに、NPO、企業等の社会貢献に関する活動に市民が参加することによって、公共を自ら担うものという意識が芽生え、公共の活性化が図られる。

2) 寄附文化の発展

寄附文化については、寄附募集環境整備事業によって、①NPO等に対して寄附を行おうとする県民意識の醸成、②寄附を受けるNPO等の活動の充実と責任感の醸成、③寄附を受ける手法の習得、寄附を受けた事業の透明化等によるNPO等の寄附に関する能力の向上等が図られ、本県に寄附文化が根付き、社会的に効果が高く、低コストで且つ、柔軟性、機動性の高い公共サービスの提供が実現される。

3) 担い手の自立的活動の発展

新会計基準の導入、事業計画策定、情報発信等に関する研修会等を行うNPO等の活動基盤整備事業、金融機関からの融資を受けるスキルを上げるための融資利用円滑化支援事業、寄附集めのノウハウ等を習得する寄附募集環境整備事業等により、NPO等の組織運営が活性化するとともに、収入基盤が強化され、自立的な活動が行われるようになる。

4) NPO等の情報開示

NPO等の活動基盤整備事業により、NPO等への情報公開の必要性に関する研修を行うとともに、NPO法人の活動状況、定款、事業報告、財産目録、収支計算書等を掲載したホームページを作成、公開することによって、NPOの情報開示を進めることができる。

5) 融資利用の円滑化

金融機関から融資を受けるための事業計画書や資金計画書など各種資料の作成スキルをNPO等が習得、向上することによって、NPO等の技術力の向上が図られ、県民の多様なニーズに対応できるようになる。

(3) 実施要領第5の7の(1)の成果目標

評価項目 (計算方法等も簡単に説明)		成果目標
1	NPO等の情報開示率	100%
2	NPO等が受けた寄附の件数の増加率 (支援事業実施前と支援事業実施後の寄附の件数を比較)	2倍
3	県からNPO等への委託業務に係る概算払の普及率 (委託契約を締結した県の担当部局に対し照会)	100%
4	NPO等における金融機関への融資申請に対する融資決定の割合 (融資申請と決定件数の比率)	100%
5	新しい公共の場(新しい公共推進モデル事業)に参画した組織数	36団体